

平成31年度 事業計画書

桜島学園

1. 基本理念

社会福祉法人愛光会は、地域社会の福祉システムに積極的に参加して、あらゆる福祉ニーズに的確に応えられる体制を確立することを目指して、障害者や児童等のニーズに応じて、地域社会の中で人間として、安心して普通の生活を送ることができるように、そのライフステージの全段階とそれぞれの障害の程度に応じた体系的かつ継続的な質の高い総合支援サービスを提供します。

児童養護施設桜島学園は、温かく潤いに満ちた環境の中で、子どもが権利行使の主体者として尊重され、楽しく夢を持って生活できるよう支援します。また、子ども一人ひとりの個性を理解し、その子どもに合った自立のための支援を行います。あわせて保護者への支援も行い、社会的養護施設として責任を果たします。

2. 方針

- ◆健康・明朗・正直
- ◆仲良く、元気に、他人に迷惑をかけない子
- ◆清潔、整頓、秩序を正しくする子

- ①子どもの個性を尊重し、社会の中で生きていくための力と人間形成が図られるよう支援します。
- ②被虐待や分離体験からの癒しや回復をめざした支援を行い、自己肯定感を育てていきます。
- ③家族等の問題の解決を図るための支援を行い、親子関係の再構築と早期の家庭復帰をめざします。
- ④施設の小規模化、地域分散化を積極的に展開し、温かく潤いに満ちた家庭的養護に取り組みます。

3. 目的

桜島学園は児童福祉法第四十一条の規定により保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護します。また、退所した児童に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とします。

4. 事業概要

「すてきな笑顔のあつまる場所」を目指して。

(1) 児童養護施設の運営

- ① 定員 45人
 - ・本園(定員33人)
 - ・地域小規模児童養護施設「すみれホーム」(定員6人)
 - ・地域小規模児童養護施設「あすなるホーム」(定員6人)
- ② 職員 32人(常勤 28人、パート 3人、嘱託医 1人)

(2) 子育て短期支援事業の受託

5. 重点項目

(1) 施設運営の質の向上

児童養護施設は、自己評価を毎年実施するとともに、3年に1回以上第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられています。施設内に第三者評価受審準備委員会を設置し、マニュアル等の見直しを行い、問題点の改善に取り組むとともに、施設運営の質の向上に努めます。

(2) 関係機関との連携・協力体制の確立

(ア) 児童相談所との連携

子どもの自立支援や家庭復帰に向け、児童相談所と積極的に連携を図り、本人の意向を踏まえつ

つ、自立支援計画を随時見直し、自立支援計画に基づく支援を展開します。

(イ) 学校、地域との連携

学校と常に連携し、相互理解を深め、協力関係を構築します。また、地域と積極的な交流に取り組むと共に、地域社会のニーズを的確に把握し、地域福祉の拠点として期待に応えるべき努力をします。

(3) 職員の専門性の向上

子ども一人ひとりの問題を的確に把握し、発達段階に応じた養育が必要であり、職員のより高い専門性が求められています。そこで研修計画に基づいて外部研修に参加するとともに職場内研修を充実します。新任職員に対しては新任教育の充実を図っていきます。

(4) 利用者に対する権利擁護の推進

法人の倫理綱領、職員基本行動基準の他、鹿児島県ケア基準を順守し、子どもが最善の利益を享受できるよう援助します。職員は人権スピーチ、実態調査、自己検証等を行い、資質の向上に努めるとともに、職員への研修を実施します。また、相談・苦情箱を設置し、人権擁護と人権侵害の防止に取り組めます。

(5) 小規模化の推進及び地域分散化

施設の小規模化、地域分散化を積極的に展開し、温かく潤いに満ちた家庭的養護に取り組めます。また、食事の完全ユニット化を目指し、家庭により近い環境の中で、職員との個別的な関係を重視した支援を展開します。

(6) 保健衛生の推進

子どもが健康で快適な生活が送られるように、常に清潔で安全な生活環境作りに努めます。また、心身の健康の増進を図るとともに、感染症や食中毒への予防対策を講じ、子ども・職員への教育を徹底します。

(7) 養育・支援

(ア) 支援目標

けじめある行動の徹底。学園、学校での生活の中で、一つ一つけじめある行動をとることで、物事は成り立つ。物事は小さな事の積み重ねであり、疎かにしてはいけぬ。こだわりのある生活を提供します。

(イ) 自立支援

自立への支援はもちろんのこと、学習指導、家庭生活体験、部活動入部、調理実習、リービングケアにおける自立特別支援、心理的ケア、アルバイト等、関係機関協力の下、総合的、有機的に行い子どもの自立を促進します。また、高校を卒業しても自立が難しい子どもに対しては、措置延長制度を積極的に活用し、子どもの自立に必要な最善の支援を計画的に行います。

(ウ) 生活支援

年齢や心身の発達状況に応じた基本的な生活習慣の確立を目指します。生活集団は可能な限り少人数化し、子どもの意見を最大限に尊重した上で、選択、自己決定できる力を育み、最善の利益が享受できるよう支援します。

(エ) 発達支援

子どもの年齢に応じた身体的、精神的到達度に応じた発達課題を、積極的に助長していきます。また精神衛生には十分配慮し、学校、地域社会及び関係機関、保護者の理解と協力を得て子どもの発達を支援します。

- (8) 心理的ケア
虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする子どもに心理療法を行い、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等、他の専門職種との連携を強化し、心理的なケアに取り組みます。
- (9) 食生活の向上
食生活を生活支援の原点としてとらえ、子どもの成長に合わせて正しい食生活習慣を身につけさせると同時に、子ども達のニーズに応えるべき「安全で、楽しく、おいしく、バランス良く」を目標として、温かい愛情を込めた食事の提供をします。また、食事の完全ユニット化を目指します。
- (10) 家族への支援・援助機能
親子分離が余儀なくされているケースもあることから、家庭支援専門相談員を配置し、必要に応じて家庭訪問を実施、家族等の抱える問題や子どもとの関係の再構築等を支援していきます。家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援も行います。また、子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築にも努めます。
- (11) 職業指導
勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、子どもがその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の職業指導を行います。子どもが社会で自立した生活を送るために最善の支援に努めます。
- (12) 職員処遇
複雑な問題を重層的に抱えた子どもが増加していることを考えると、職員教育の充実を図るとともに、各ホームにホームリーダーを置き、まとめ役を担い新人職員のサポート体制を強化します。また、職員サポート、ストレスマネジメントの充実を図ります。

7. 日課

時間	平日	休日	時間	平日	休日
6:30	起床・洗面		14:00		自由
6:45	朝食		15:00	帰園 (幼稚園)	
7:00	庭掃除 登校 (高校生)	起床・洗面 朝食	16:30	(小学生) 宿題	
7:10	(小・中学生)		17:00	(中学生) 担当掃除・入浴	担当掃除・入浴
8:00	食堂掃除	庭掃除・担当掃除	17:30	帰園 (高校生)	
8:15	登園 (幼稚園)		18:00	夕食 くつろぎ	夕食 くつろぎ
10:00		自由	21:00	消灯 (学習希望者は 0時迄)	消灯 (学習希望者は 0時迄)
12:00		昼食			

※子どもとのホーム会議で決定します。

8. 職員配置

職名・職種		定数	現員	
施設長		1	1	
副施設長（兼事務員）		1	1	
直接処遇職員	家庭支援専門相談員	1	20	21
	個別対応職員	1		
	指導員・保育士（加配を除く）	8		
	心理療法担当職員	1		
	地域小規模児童養護施設すみれホーム	5		
	地域小規模児童養護施設あすなろホーム			
	職業指導員	1		
	小規模グループケア加算（コスモスホーム）	2		
	里親支援専門相談員	1		
栄養士		1	1	
調理員等		4	4	
パート職員		—	3	
嘱託医		1	1	
合計		27	32	

9. 職員研修計画

月	園内研修・初任者研修	外部研修
4	・子どもの権利擁護施設内虐待防止 ・採用時研修 ・個人情報保護について	
5	・危機管理火山爆発時の対策防災 ・金銭出納簿について ・接客について	・経営者セミナー ・社会保険事務担当者研修会 ・食育関係部会研修会
6	・食中毒防止について ・ロールプレイ ・個人記録票について	・愛光会保護者並びに役職員研修会 ・九州児童福祉施設職員研究大会 ・児童相談所と施設職員との連絡会
7	・救命救急法 ・夏休み行事、生活支援	
8	・性教育について ・食中毒について	・若年層自殺対策関係者研修
9	・不審者対応について ・自立支援計画について	・社会的養護を担う施設長研修会 ・児童支援部研修会
10	・保健支援（基礎編） ・ロールプレイ ・第三者評価受審の自己評価について	・西日本児童養護セミナー ・食育関係部会研修会
11	・食事支援 ・ロールプレイ ・衣類管理について	・全国児童養護施設長運営研究協議会 ・食育関係部会研修会 ・第三者委員と監督職員及び人権擁護担当者との合同研修会
12	・保健支援（病児対応） ・ロールプレイ ・帰省関係について	・愛光会保護者並びに役職員合同研修会
1	・居室管理 ・ロールプレイ ・生活支援	・全国中堅職員研修会
2	・心理 ・ロールプレイ ・入所、退所関連について	・全国ファミリーソーシャルワーカー研修会 ・児童支援部研修会 ・食育関係部会研修会
3	・人権について ・部屋替え、教科書整理、新学期準備	

※上記のほか、県社協、全社協、市養協、子どもの虹情報研修センター、SBI子ども希望財団等が開催する研修会に参加する。

※委員会研修として先進的な取り組みを行う施設等を訪問し、見学研修を行う。

10. 危機管理体制の推進

子ども、職員の安全教育への推進、防火防災意識を高めるため、火災、火山爆発、地震、水害、津波等に対応した避難訓練を実施し、危機管理体制を強化します。また、無断外出発生時には無断外出捜索体制に基づき子どもの早期保護に万全を期すとともに、無断外出への予防対策を充実します。車両等の事故防止を図るため、交通ルールを順守し安全運転に努めるとともに、車両の管理及び整備を適切に行い、子どもの生命及び運転者自らの生命と財産を守るため最善を尽くします。

・防災計画

月	訓練	月	訓練
4	火災発生対応訓練	1 1	火災発生対応訓練
5	夜間桜島火山爆発対応訓練	1 2	夜間火災発生対応訓練
6	土石流対応訓練	1	桜島総合防災訓練
7	地震対応訓練	2	総合防災訓練 消防関係機関との連絡会
8	津波対応訓練	3	火災発生対応訓練
9	桜島火山爆発対応訓練	備考	消火・避難訓練：毎月 総合防災訓練：年1回
10	火災発生対応訓練		

11. 情報公開及び個人情報の保護

定期的に学園だより、愛光会だよりを発行し、保護者及び関係機関、地域社会へ配布し学園の様子を知らせ、また、インターネットを利用しホームページに掲載します。個人情報保護については、厚生労働省のガイドラインを基本に利用者及び保護者の個人情報を保護するとともに、個人情報保護の徹底を図るため職員への教育を行います。

12. 入所児童及び利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規定」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿って、マイナンバーの漏えい、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱います。

13. 今年度の重点的取り組み

(1) 「あたり前の生活を保障する施設作り」

① 給食委員会

- ・ 各ホームで食事の完全ユニット化を推進するため、2～3年かけて準備をする。

② 基本構想委員会

- ・ 施設の小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化等を検討し、桜島学園基本構想を策定する。

③ 第三者評価受審準備委員会

- ・ 評価基準の見直しに対応するとともに、すべてのマニュアルを2～3年かけて点検し、見直す。

④ 桜島避難計画策定委員会

- ・ 桜島の大爆発をはじめとする様々な自然災害に伴う防災対策のあり方を見直すとともに、避難計画を策定する。

(2) その他の行事

節目児童の進学を祝い、進学旅行を行う。

- ・ 小学校入学前の児童は春休みに、平川動物園へ遠足に行く。
- ・ 中学校入学前の児童は春休みに、1泊2日のグリーンランド旅行に行く。
- ・ 高校入学前の児童は春休みに、2泊3日のUS J旅行に行く。
- ・ 高校卒業予定者は冬休みに、2泊3日のディズニーランド旅行に行く。

1 4. 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催します。

区分	名称	開催	内容
施設内	職員会	毎月	施設運営に関する事項（園長の人権講話、職員の人権5分間スピーチ、運営・指導方針、提案事項等）の調整・周知、外部研修の伝達等職員研修。
	主任・ホームリーダー会	毎月	ホーム運営に関する事項（運営・指導方針、提案事項の検討、行事等）の調整。
	企画委員会	毎月	行事予定の調整、周知。
	ケース検討会	毎月	ケースの処遇方針等協議調整、ケース紹介、自立支援計画（策定会議、評価会議）。
	朝会	毎日	日々の連絡調整
	給食委員会	随時	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供 食事の完全ユニット化の検討。
	第三者評価受審準備委員会	随時	第三者評価受審準備、評価結果の検討・改善、マニュアル等の見直し。
	基本構想委員会	随時	施設の将来設計を行い、基本構想を策定する。
	桜島避難計画策定委員会	随時	桜島大爆発をはじめとする様々な自然災害に伴う防災対策を見直し、避難計画を策定する。
	ホーム会議	毎月	生活支援等ホーム運営事項（運営計画、自立支援計画、児童処遇、行事等）の調整。子どもの情報共有、経験の伝承。
部屋会	毎月	生活支援、要望・意見の吸い上げ、子どもへの伝達。	
関係機関	中学校との連絡会	年5回	学校及び施設での生活の様子、学校との連携。
	小学校との連絡会	年3回	学校及び施設での生活の様子、学校との連携。

1 5. 行事予定

月	行事内容
4	入学式 家庭訪問 職員健康診断
5	ちまき作り こどもの日の行事 わくわく大会
6	スケッチ大会
7	鹿児島県児童福祉施設球技大会 児童健康診断 火の島祭り 衣類購入
8	キャンプ 迎え火 送り火 夕涼み会
9	東桜島小中地域合同大運動会 不審者対応訓練
10	秋桜杯児童福祉施設スポーツ大会
11	衣類購入 インフルエンザ予防接種
12	クリスマス会 餅つき 大晦日すきやき会 児童健康診断 ランニング桜島応援ボランティア
1	初詣 書初め 正月残留児外出 七草祝い 年賀式 桜島火山爆発総合防災訓練 餅芋焼き 私立高校入試
2	節分 豆まき 針供養
3	ひな祭り 小・中・高卒業式 公立高校入試 卒業を祝う会
毎月	誕生会 避難訓練 姫宮神社清掃ボランティア活動 レオクラブ活動 体位測定 ホーム会議 ホーム活動の日 地域活動の日